

2026年3月16日

お客さま各位

未使用の約束手形帳・小切手帳の買戻しについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、2026年4月1日より当金庫が発行した未使用の「約束手形帳」および「小切手帳」について買戻しを実施いたしますので、下記のとおりご案内いたします。

記

買戻対象	2019年10月1日以降に当金庫が発行した、現在使用可能な <u>未使用の「約束手形帳」・「小切手帳」</u> 次の約束手形帳・小切手帳は買戻しの <u>対象外</u> となります。 ① 1枚でも使用している「約束手形帳」・「小切手帳」 ② 商号変更・住所変更等、届出事項変更があり、現在使用できないもの ③ 解約済み（受付時に解約する場合を含みます）口座のもの ④ 汚損・き損等により使用が不可能なもの
買戻期間	2026年4月1日（水）～2027年3月31日（水）
買戻金額	発行時にお支払いいただいた手数料をお戻しします。
お申込方法	「未使用約束手形帳・小切手帳買戻依頼書」にご記入のうえ、「約束手形帳」・「小切手帳」とともにご提出ください。
買戻金の入金	お申込内容を確認後、お客さまの当座預金口座に入金いたします。
その他	・買戻し後も当座預金口座は引き続きご利用になれます。 ・買戻金の経理処理については、お客さまの顧問税理士等にご確認ください。

以上

<本件についてのお問合せ>

ビジネスパートナー部

 0120-18-3868（受付時間：平日9時～17時）